

令和5年 **1**月の**安らぎ**通信



内水氾濫を想定 浸水図作成 1割 大雨で排水処理できず

人手・費用、自治体に負担

*台風などで下水道や水路から水があふれ出す「内水氾濫」の浸水想定区域図づくりが進んでいません。

*3月末時点で最大降雨を想定した区域図を作製済みの下水道管理者は、全体の1割。

*2018年までの10年間で内水氾濫による浸水棟数は約21万棟。

*洪水氾濫などによる浸水棟数の約2倍。

*国は2021年7月の水防法改正で、最大規模降雨を想定した浸水想定区域図の作製を雨水を処理する下水道管理者に義務付け。

*国交省は2022年、想定区域図の作製費用のうち2分の1を補助する制度を設け、2025年度末までに全国800団体が作製を終える目標を掲げます。

●内水氾濫

*雨水が下水道などの排水施設で川に排水しきれずにあふれること。

◎河川から離れた場所でも発生

◎浸水被害の発生頻度が高い

◎被害発生までのリードタイムが短い などの特徴

*2011~2020年の全国水害被害の合計は約4.2兆円で、うち3割が内水氾濫のもの。

(2022年12月4日 日本経済新聞記事より抜粋・引用)



後発地震 社会とめず警戒

日本・千島海溝沿い、情報発信始まる 発表、2年に1回程度か

*東北から北海道沖の日本海溝・千島海溝沿いでマグニチュード(M)7クラスの地震が発生した際、巨大な後発地震への注意を呼び掛ける発信制度が12月16日に始まりました。

- *発表頻度は2年に1回程度となる見込み。
- *多くは「空振り」になる可能性が高くなります。
- *想定震源域でM7以上の地震が発生した場合、揺れの規模を分析し、内閣府と気象庁が2時間を目途に記者会見します。
- *住民や企業の警戒が必要なのは1週間程度で、1週間地震がなければ注意する期間は終了したと発表します。
- *住民は家具の固定や備蓄品の確認に加え、子どもなどと一緒に就寝して近くに非常用持ち出し袋を置くなど避難にも備える必要があります。
- *企業は従業員の安否確認や避難経路をチェック。
- *企業は津波浸水や土砂崩れの恐れがある場所での作業を控えるといった対策も想定。
- *国は「社会経済活動を継続したうえで必要な防災対応を実施する」（内閣府）としており、企業活動を制限するものではありません。
- *M8級以上の後発地震が発生する確率は100回に1回程度とされます。
- *類似の情報発信制度としては、南海トラフ地震の「臨時情報」があります。
- *発生可能性が高まった場合に、住民に1週間の事前避難を呼びかけます。

「空振り」でも防災見直す機会に

- *情報なしに巨大地震が突然発生する可能性を忘れてはいけません。
 - *不意打ちに対し、普段から備える姿勢が重要です。
- ☆注意情報発信時の防災対応（1週間程度）

●住民

- *すぐに逃げられる服装で就寝
- *非常用持ち出し袋を枕元に
- *冬場は防寒具を持ち出しやすい場所に
- *避難場所や避難経路を確認

●企業

- *テレワークの活用を検討
- *事業継続計画（BCP）を確認
- *文書含む重要な情報をバックアップ
- *機械や設備の転倒防止策



（2022年12月17日 日本経済新聞記事より抜粋・引用）